



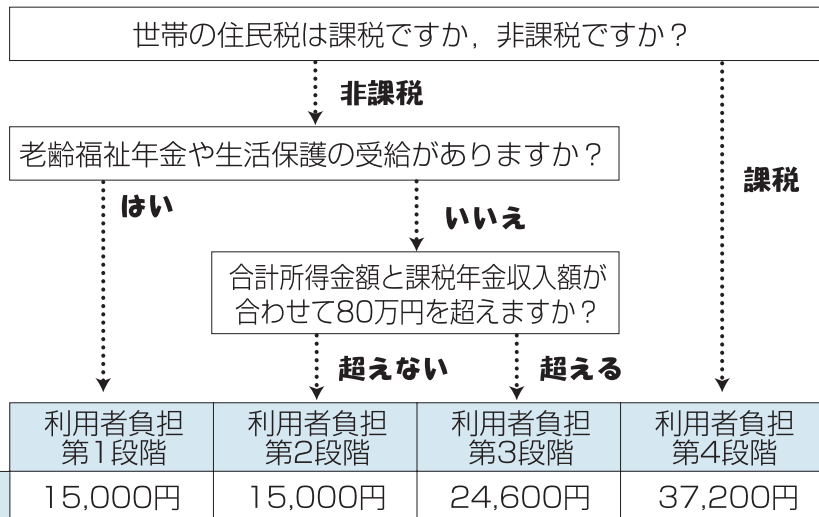
前は施設サービス等を利用したときの居住費、食費について、減額措置の説明をしましたが、今回は1割の利用者負担が高額になったときの払い戻し制度の紹介をします。

## ◆ 高額介護（介護予防）サービス費の支給について

### 高額介護（介護予防）サービス費とは…

1か月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたときに、超えた分が払い戻しされる制度のことです。1か月の負担上限額は、所得区分に応じて下表のとおりとなります。

居住費、食費の減額と基本的には同じ区分だな。



### 申請が必要です

払い戻しを受けるためには、役場の窓口に必要な書類を添えて申請してください。一度申請すれば、それ以降は負担上限額を超えた分が各月ごとに自動的に指定口座に振り込まれるようになります。

### 大崎町の介護保険事業の報告

#### 介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,810人	平成20年10月 末日現在	
要介護（支援）認定者	798人		
給付実績	在宅介護サービス費	28,424,466円	平成20年9月 の給付実績
	施設介護サービス費	48,107,777円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	22,815,048円	
	介護サービス費 合計	99,347,291円	

### 確定申告をされる人へ

確定申告を2月にされる人で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている人または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる人につきましては、障害者控除の対象になりますので、保健福祉課の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。